

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年 3 月24日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

平成16年規程第29号

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）
- (2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程（平成 9 年規程第10号）
- (3) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成 8 年規程第11号）

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（趣旨） 第1条 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、東京学芸大学学則、東京学芸大学大学院学則及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 （教員組織） 第4条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 （1）連合学校教育学研究科の専任<u>教官</u>（以下「研究科専任教官」という。） （2）東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあっては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び助教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた<u>教官</u> （3）構成大学の教育学部（横浜国立大学にあっては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、助教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた<u>教官</u> 2 前項第2号及び第3号に掲げる<u>教官</u>（以下「研究科所属教官」という。）の選考は、連合学校教育学研究科の研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において行う。 3 前項の選考に関し、必要な事項は別に定める。 （研究科専任教官） 第5条 研究科専任<u>教官</u>は東京学芸大学の教授として連合講座の1に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。 2 研究科専任<u>教官</u>の選考については別に定める。 （研究科長） 第6条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任<u>教官</u>及び研究科所属<u>教官</u>である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。 2 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。 〔省略〕 （指導教官） 第9条 学生の研究指導のため、指導<u>教官</u>を置き、研究科所属<u>教官</u>をもって充てる。	（趣旨） 第1条 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>及び<u>東京学芸大学学位規程</u>に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 （教員組織） 第4条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 （1）連合学校教育学研究科の専任<u>教員</u>（以下「研究科専任教員」という。） （2）東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあっては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び助教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた<u>教員</u> （3）構成大学の教育学部（横浜国立大学にあっては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、助教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた<u>教員</u> 2 前項第2号及び第3号に掲げる<u>教員</u>（以下「研究科所属教員」という。）の選考は、連合学校教育学研究科の研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において行う。 3 前項の選考に関し、必要な事項は別に定める。 （研究科専任教員） 第5条 研究科専任<u>教員</u>は東京学芸大学の教授として連合講座の1に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。 2 研究科専任<u>教員</u>の選考については別に定める。 （研究科長） 第6条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任<u>教員</u>及び研究科所属<u>教員</u>である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。 2 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。 〔省略〕 （指導教員） 第9条 学生の研究指導のため、指導<u>教員</u>を置き、研究科所属<u>教員</u>をもって充てる。

2 指導<u>教官</u>のうち、学生の研究及び実験・実習の指導（以下「研究指導等」という。）を総括的に担当する者を主指導<u>教官</u>，主指導<u>教官</u>と協力して研究指導等の補助を行う者を副指導<u>教官</u>とし、学生1人について主指導<u>教官</u>は1人，副指導<u>教官</u>は2人とする。 3 主指導<u>教官</u>は、主指導<u>教官</u>としての資格を認められた者をもって充てることとする。 4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、主指導<u>教官</u>及び副指導<u>教官</u>を決定する。 。（学生の配置） 第10条 学生は主指導<u>教官</u>が専任として所属する構成大学に配置する。 （履修方法） 第11条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導<u>教官</u>の指導により、20単位以上を修得しなければならない。 2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、東京学芸大学大学院学則第13条に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。 〔省略〕 （修了要件） 第13条 研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。	2 指導<u>教員</u>のうち、学生の研究及び実験・実習の指導（以下「研究指導等」という。）を総括的に担当する者を主指導<u>教員</u>，主指導<u>教員</u>と協力して研究指導等の補助を行う者を副指導<u>教員</u>とし、学生1人について主指導<u>教員</u>は1人，副指導<u>教員</u>は2人とする。 3 主指導<u>教員</u>は、主指導<u>教員</u>としての資格を認められた者をもって充てることとする。 4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、主指導<u>教員</u>及び副指導<u>教員</u>を決定する。 。（学生の配置） 第10条 学生は主指導<u>教員</u>が専任として所属する構成大学に配置する。 （履修方法） 第11条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導<u>教員</u>の指導により、20単位以上を修得しなければならない。 2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則第16条</u>に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。 〔省略〕 （修了要件） 第13条 研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導等を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。 附 則 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>
--	--